

事務連絡
令和6年4月16日

令和6年度共同生活援助の介護給付費等算定に係る体制等に関する届出について
(第2報)

共同生活援助の事業所については、基本報酬および前年度の実績を踏まえて届出が必要な加算について、書類の提出をお願いします。

このたび、人員配置体制加算の算定にあたり、複数の事業者から問い合わせがありましたので、次のとおり、補足します。

1 今回補足する内容について

① 人員配置体制加算の届出について

4月以降も、世話人配置4:1以上、および5:1以上の人員配置を維持する事業所については、人員配置体制加算（Ⅰ）もしくは（Ⅱ）の届出が必要です。

人員配置体制加算の取り扱いは以下のとおりとなります。

(記載元)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知【最終改正】令和6年3月29日こ支障第97号・障発0329第33号)

(該当部分)

報酬告示第15の1の3の2の人員配置体制加算については、指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき世話人及び生活支援員（以下「世話人等」という。）の人数に加え、利用者数に応じて、一定数の世話人等を加配した場合に算定できるものであるが、この算定に当たっては、**特定従業者数換算方法**によるものとする。

特定従業者数換算方法とは、当該事業所における指定共同生活援助の提供に従事する「指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき世話人等」及び「当該加算を算定するに当たり加配すべき世話人等」の勤務延べ時間数を、それぞれ「当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数」に変えて「40時間」で除することにより、当該加算の算定に当たっての従業者数の員数に換算する方法をいう。なお、これらの計算の過程において、小数点以

下の端数が生じる場合については、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。

また、当該加算における従業者の勤務延べ時間数の算出においては、労働基準法第34条第1項における最低限確保すべきとされている程度の休憩時間については含めるものとして差し支えない。

(例) 利用者を15人(区分6が5人、区分5が4人、区分4が6人)とし、当該指定共同生活援助事業所における常勤の勤務時間を1週間40時間とした場合に、人員配置体制加算(Ⅰ)を算定するために確保すべき勤務時間の延べ数を、1週間の間に、

(一)指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき世話人等

ア世話人

・40時間×(15÷6)人=100時間

イ生活支援員

・区分6:40時間×(5÷2.5)人=80時間

・区分5:40時間×(4÷4)人=40時間

・区分4:40時間×(6÷6)人=40時間

(二)当該加算を算定するに当たり加配すべき世話人等

・40時間×(15÷12)人=48時間

延べ合計308時間以上確保する必要がある。

この例において、当該指定共同生活援助事業所における常勤の勤務時間が1週間32時間とした場合には、指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき世話人等の勤務時間の延べ数は、

(三)世話人

・32時間×(15÷6)人=80時間

(四)生活支援員

・区分6:32時間×(5÷2.5)人=64時間

・区分5:32時間×(4÷4)人=32時間

・区分4:32時間×(6÷6)人=32時間

延べ208時間となることから、人員配置体制加算(Ⅰ)を算定するために加配すべき世話人等の勤務時間の延べ数は、

308時間-208時間=100時間以上確保する必要がある。

(該当部分ここまで)

よって、常勤の勤務時間を32時間以上40時間未満の範囲で定めている事業所については、世話人等の基準上置くべき常勤換算数×(40時間-事業所で常勤として定める勤務時間)の時間について、加配で補っていただく必要があります。

(算定届の別紙60のシート「別紙60の別添参考様式(人員配置体制確認表)」の「7人

員配置体制加算の算定における必要加配数」における「不足調整数」で表示されます。)

6:1から4:1で算定するための加配部分 12:1

6:1から5:1で算定するための加配部分 30:1

のみを常勤時間 40 時間で計算・配置しただけでは、加配要件を満たしませんので、ご注意ください。

必要書類

- ・算定届の別紙 60

算定の可否をご確認の上、届出をお願いいたします。

2 その他届出を行う内容について

② 基本報酬区分の届出について（再掲）

基本報酬の区分が見直しされたため、

これまであった世話人配置 4:1 以上及び 5:1 以上の区分は廃止となりました。

令和 6 年度以降の基本報酬区分では、共同生活援助サービス費（Ⅰ）は

世話人配置 6:1 以上となります。

（指定基準における人員基準配置のとおり。）

よって、令和 5 年度まで 旧共同生活援助サービス費（Ⅰ）（世話人配置 4:1 以上）、旧共同生活援助サービス費（Ⅱ）（世話人配置 5:1 以上）を算定していた事業所は全て、4 月 1 日付での算定変更の届出が必要です。

必要書類

- ・様式第 5 号（介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書）
- ・様式第 5 号 別紙 1-2（介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表確認表）

③ 夜間支援等体制加算の届出について（再掲）

夜間支援等体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）の算定にあたり、夜間支援対象利用者の数は、現に入居している利用者の総数ではなく、前年度の 1 日当たりの平均利用者数に基づき決定されます。

このため、令和 5 年度の利用実績を集計した結果、夜間支援対象利用者の数に変動が生じる場合、4 月 1 日付で算定変更の届出が必要となります。

必要書類

- ・算定届の別紙 8、
- ・算定届の別紙 10

3 提出期限

[1]4月22日(月曜日)までの提出→4月から算定

[2]4月30日(火曜日)までの提出→4月から算定

※[2]の場合、データ反映が5月以降となるため翌月請求や過誤調整が必要となる場合があります。

4 提出先

〒660-8501 尼崎市東七松町1-23-1 北館3階

尼崎市 福祉局 法人指導課 障害事業所指定担当

(電話番号)06-6489-6522 (ファクス番号)06-6482-3512

5 その他

- ・上記以外にも、**令和6年度に新設された加算、算定要件が変更となった加算**があります。報酬改定の内容をご確認された上で、**令和6年度より算定を希望される場合は、併せて届出**をお願いいたします。
(上記提出期限までに提出の場合は、4月から算定可能です。)
- ・但し、**令和5年度以前から算定要件が変更されていない加算の取得は、通常どおり前月15日までの届出が必要**となりますので、ご注意ください。
- ・**必要書類は、「様式第5号 別紙1-2(介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表確認表)」に記載**しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上

(法人指導課 障害事業所指定担当)